

J A F 中部地域クラブ協議会 運 営 規 定

第1条 目 的

本規定はJ A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第8条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

- 1 . 次年度の運営委員の選出は、前年度の11月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。
- 2 . 運営委員の定員は20名とする。
 - 1) 第6条により選出された正副運営委員長
 - 2) 次年度運営委員長指名による専門部会長
 - 3) 次年度運営委員長指名による専門委員長
 - 4) 次年度運営委員長指名による事務局長
 - 5) 会則第8条の6 . 7 . による者

第3条 運営委員会の開催

- 1 . 本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。
- 2 . 運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 3 . 出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出する事によって代理人と認められるものとする。
- 4 . 運営委員会にオブザーバーの出席を認める。但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

- 1 . J A F から負託された事項
- 2 . J A F に提案すべき事項
- 3 . 運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
- 4 . その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

- 1 . 運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。ただし、正・副運営委員長は、議決権を有しない。
- 2 . 可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正・副運営委員長の選出

- 1 . 正・副運営委員長の任期は1期3年とする。
- 2 . 運営委員長の任期の完了する年度の11月に開催する運営委員会において選挙

管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。

3. 選挙管理委員会は理事会より3名の委員を選出しこれにあたる。

選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または3会員以上の推薦者を有し本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条 理事会

1. 理事長は、直前運営委員長がこれにあたる。理事長に事故有るときは、理事会での互選とする。

1. 理事長は、互選とし、当該年度の最初の会議において選出する。その任期は次年度の理事長が選出されるまでを任期とする。理事長に事故有るときは、理事会での互選とする。

2. 理事会は、下記をもって構成する。

1) 理事長

2) 正副運営委員長

3) 事務局長

4) 運営委員会推薦の運営委員経験者および学識経験者

3. 職務

1) 原則として年間4回以上の会議を開催する。

2) 運営委員会の答申事項に対して協議し、助言を行う。

3) 選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。

4) 運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。

5) 運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。

6) J M R C 中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。

7) J M R C 中部の会計監査を行う。

第8条 専門委員会委員長の職務

担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。

1. 総務広報委員会

1) 予算案の作成

2) 資産の保全、管理

3) 会則、諸規定に関する事項

4) 本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整

5) その他、運営委員会負託事項

6) ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営

2. 事業企画委員会

1) 本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施

2) その他、運営委員会負託事項

3. 支部連絡委員会

1) 会則第5条の各県を支部とし、支部における諸問題を運営委員会に提議し、連絡調整および情報交換を行う。

2) その他、運営委員会負託事項

4. 共済会管理委員会

1) J M R C 中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。

2) 運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条 専門部会長の職務

1. 担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。
2. 運営委員会に出席し、担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 支部に専門小部会を組織し、小部会長は担当部会の委員となる。

第11条 専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

1. 運営委員会から指示された事項の協議およびその報告
2. 協議会の活動促進および担当部門の情報交換
3. 本会を通じ、JAFモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議
4. 審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。
5. その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条 JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

1. 本会所属のJAFモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。
2. JAFモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とJAFとの情報交換を図る。

第13条 専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条 事務局長の職務

1. 本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。
 - 1) 会費の徴収および予算の執行
 - 2) 会計管理
 - 3) 会員管理
 - 4) 書類,資料等の管理保管
 - 5) 対外活動および連絡調整
2. 事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条 会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条 入会金 会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、2年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

1. 正会員

入会金	8,000円
会費 JAF登録加盟団体	110,000円

J A F 登録公認クラブ	110,000円
J A F 登録加盟クラブ	50,000円
J A F 登録準加盟クラブ	25,000円
J M R C 中部承認クラブ	20,000円

2. 賛助会員

会 費 100,000円

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条 入退会

1. 入会手続き

- 1) 加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。
- 2) 事務局は書類審査のうえ、1週間以内に入会の是非を通知するものとする。
- 3) 申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。
- 4) 年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。
- 5) 3月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

2. 更新手続き

- 1) 年度更新手続き期間は、12月1日から3月31日までとする。
- 2) 入会は歴年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の手続きは3月末日までに行うものとする。
- 3) 昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

3. 退会手続き

- 1) 3月末日までに更新の手続きが無かった場合、3月31日付けで自動的に退会となる。
- 2) 運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

4. 付 則

- 1) 新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。
正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。
- 2) 更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条 付 則

本規定は、昭和56年8月9日より適用する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1996年	1月14日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定
2005年	1月 8日改定
2007年	1月13日改定
2007年	9月16日改定